

鶴岡市長選挙における本市職員の地方公務員法

及び公職選挙法違反に係る調査報告書

項 目	頁
I. 幹部職員 A 氏について	2
1. 具体的な事実関係について	
2. 法的評価について	
II. 幹部職員 B 氏について	4
1. 具体的な事実関係について	
2. 法的評価について	
III. 幹部職員 A 氏及び B 氏への対応について（まとめ）	8
資料編	
資料 1 皆川治氏による鶴岡市職員の選挙運動関与を疑う SNS 等の投稿（2025/10/7～）	9
資料 2 報道資料「鶴岡市長選をめぐり、前市長の支援者が検討していた刑事告発は見送りに。市は慎重に対応」	11
資料 3 皆川治前市長からの市長事務引継書（該当事項のみ）	12
資料 4 当事者（幹部職員 A 氏及び B 氏）からの聴取内容	13
資料 5 LINE 及びメールを受け取った市職員に対する聴取り及びアンケート調査	14
① 鶴岡市長選挙に係る幹部職員 A 氏が発した LINE 通知に関する聴取り調査について	
② 鶴岡市長選挙に係る本市職員が発信した業務メールに関するアンケート調査について	
資料 6 関連法令	16
① 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 36 条（政治的行為の制限）	
② 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 136 条の 2（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）	
③ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 231 条（侮辱罪）	
④ 鶴岡市職員の懲戒処分基準要綱 第 2 標準例 1 一般服務関係 (9) 政治的目的を有する文書の配布	

I. 幹部職員 A 氏について

1. 具体的な事実関係について

鶴岡市長選挙後に前鶴岡市長 皆川 治 氏が自身のフェイスブック等に掲載したとおり、鶴岡市職員 A（以下 A 氏という。）は、市長選挙 3 日目の 9 月 30 日（火）、勤務時間帯の午前 10 時 26 分、現職の市役所職員に対し、A 氏が LINE を使って、

「おはよう」

「某党の調査では、現在、現職が僅か優勢とのこと、ご家族、一族郎党から知り合いへの声掛けなどで全力を尽くしましょう！」

「[REDACTED] 票の流れが読めないようですね」

「最後に勝ちましょう！！」

と今回当選した候補の街頭演説や個人演説会のスケジュールを添付して送信していたことは事実である。

なお、前市長は「勤務時間中になされたもの」と指摘しているが、A 氏は「当該時刻は年休をとって執務時間外であった」事実を確認している。

当該 LINE は、幹部職員 A 氏によると、業務外の私的な通信方法により、日常的交友関係にある A 氏の考えに賛同する知人らに発せられたものであるが、「現職の市役所職員」だけではなく、一般市民を含む 15 名に対したもので、改めて自身の意見への支援のお願いと特定候補者の演説会に関する情報提供という趣旨のものである。

2. 法的評価

(1) 公職選挙法 「公務員の地位利用による選挙運動の禁止」への抵触について

公職選挙法第 136 条の 2 は、「地位を利用」して選挙運動をすることを禁じているが、判例・行政実例によれば、職務権限の行使や上下関係の濫用が認められる場合に限られている。私的交友への個人的な LINE 送信が直ちに「地位利用」に該当しないことは、複数の参考判例や行政実例により裏付けられている。

また、電子メールによる選挙運動については、送信主体を候補者・政党等に限定しているが、本件のように私人間で限定的に発せられたものについては、組織的・権限的な働きかけとは認められない。

加えて LINE 等の SNS のメッセージ機能は、改正公職選挙法ガイドライン（インターネット選挙運動等に関する各党協議会）によれば電子メールにも該当しないものである。

よって、同条違反の疑いがある場合でも、「地位利用に当たる」と認定できる積極的事情は存在しない。

以上より、A 氏の行為は私人としての範囲に留まり、公職選挙法に定める「公務員等の地位利用による選挙運動の禁止」に違反しないものと考える。

なお、インターネット選挙運動等に関する各党協議会による改正公職選挙法（インターネット選挙運動解禁）ガイドライン（第 1 版：平成 25 年 4 月 26 日）によれば、

公職選挙法 142 条の 4 第 1 項で、選挙運動において候補者・政党等に限ってビラやポスターの画像等を送信することができるとして規制しているのは「選挙運動用電子メール」であり、LINE での通信は「ウェブサイト等」に区分され、一般有権者が LINE を使ってビラやポスター等の画像等を送信しても問題ない

とされている。

(2) 地方公務員法 「政治的行為の制限」への抵触について

A 氏の行為が、政治的行為として地方公務員法第 36 条第 2 項で制限している各号のいずれかに該当するかを考えれば、第 1 号の規定に該当するか否かを検討すれば足りる。その第 36 条第 2 項第 1 号で制限している「勧誘運動」に該当するか否かについては、昭和 26 年 3 月 19 日地自乙発第 95 号「地方公務員法第 36 条の運用について」によれば、

「勧誘運動」とは、不特定又は多数の者を対象として組織的、計画的に、構成員となる決意又はならない決意をさせるようながす行為をいうものであること。

勧誘運動自体を制限しているのであるから、その相手方が職員であると否とを問わず、又これにより相手方が現実に加入すると否とを問わないものであることはいうまでもないこと。たんなる「勧誘」ではないから、例えば、党員倍加運動のごときものは、本項の制限に触れるが、たまたま限定された少数の友人に入党をすすめることなどは、差し支えないものであること。」

としており、私人間で限定的に発せられた A 氏の行為は該当しないと考えられる。

地方公務員法第 36 条第 2 項で禁止されているのは、政治的目的に政治的行為が伴う場合であることから、今回の事案は、この幹部職員 A 氏の行為は、政治的目的を持った政治的行為とは言い難く、地方公務員法に抵触する行為ではないといえる。

(3) 鶴岡市職員の懲戒処分基準要綱に規定する非違行為について

A 氏は、A 氏自身と同様に、皆川氏の市政運営に危機感を持つ仲間と認識していた者に向け、今回当選した候補の街頭演説又は個人演説会の日程が記載された画像を送信した。

こうした行為が、鶴岡市職員の懲戒処分基準要綱に規定する非違行為の、

(9) 政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告に処する。

に該当するか否かについては、私的な通信ツールである LINE を利用したプライベートなものであり、送信先も 15 名と少数で限定的である。配布を受けた者らの投票行動に対する影響もなく、過去に当該非違行為で処分された職員は本市では確認されていない。これらのことからも、A 氏の行為は非違行為としての「政治的目的を有する文書の配布」に該当するまでは言えない。

II. 幹部職員B氏について

1. 具体的な事実関係について

鶴岡市職員 B氏（以下B氏という。）は、令和7年10月2日午後2時8分の勤務時間帯に、市役所の公用パソコンを用いて、業務用メールに、

各部等の長さま

標記のことにつきまして、日曜日の結果によって

①変わった場合

各種説明資料の作成等と説明日程について追って連絡がいきます。

②変わらない場合

あれはどうなっている。この一週間何をしていたのだ？

とのレク連発となる。

と想定しますので、部下の方々ともどもご準備をお勧めします。

追伸

世間は自分が思うよりも案外無関心で冷たい

けれど一声かければ違うかもしれない

だから悔いのないよう、やれることをやってみる 作者不詳

と記載し、市の部長・支所長18名（以下「部長級職員」という。）に発信したことは事実である。

前市長の皆川氏は、B氏が発信した当該メール前段に記載した

②変わらない場合

あれはどうなっている。この一週間何をしていたのだ？

とのレク連発となる。

の部分について、「私を侮辱するような記載」と指摘している。

これに対し、B氏は、市長選挙に際し、現職、新人いずれが当選しても行政運営に支障が生じないよう、各部等において必要な準備を進めるよう指示したものとしている。

これは、上司より、10月2日当日朝（9:00～9:30頃）の定例打合せにおいて、市長が当選した場合又は当選しなかった場合を想定し、選挙後の業務の準備をするよう指示があったこと、また、過去の例に基づき、行政事務の継続性を確保するための必要な職務上の連絡を行ったものであり、特定候補者の当選など選挙運動を企図したものではなく、一般的な注意事項を示したものであるとし、当該行為についての両者の評価は異なっている。

また、当該業務メール後段に記載された

追伸

世間は自分が思うよりも案外無関心で冷たい

けれど一声かければ違うかもしれない

だから悔いのないよう、やれることをやってみる 作者不詳

と記載した行為について、前市長の皆川氏は、「組織ぐるみを疑わせる極めて不自然な文章が、勤務時間中の公用メールで送信されていた」と指摘したが、B氏は、「自分自身の経

験をもとに、部長級職員に対し、今後の業務上の心構えを短文にしたものであり、他の部長級職員に対して選挙運動を指示又は強要する趣旨は含まれていない」としており、こちらの行為についても前市長と B 氏との間で評価が異なっている。

2. 法的評価

(1) 「選挙運動」の定義

選挙運動は、公職選挙法においては明確に定義されていないが、総務省のホームページの選挙・政治資金のサイトには、判例（昭和 52 年 2 月 24 日の最高裁判決等）・行政実例を踏まえた上、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と定義されている。このことから、本件業務メール前段の

①変わった場合

各種説明資料の作成等と説明日程について追って連絡がいきます。

と記載した行為は、行政事務の継続性を確保するための府内への指示であり、当選を得させる目的を欠くため、選挙運動には該当しないと解される。

(2) 「地位利用」の禁止

公職選挙法第 136 条の 2 は、公務員がその地位を利用して選挙運動を行うことを禁止しており、判例・行政実例においても、「地位利用」とは、職務上の権限や影響力を背景に、部下や関係者に対して投票依頼や支持・不支持を働きかける行為を指すとされている。

これに対して B 氏が発した業務メールの内容については、

- ア 部長級職員に対して投票依頼や支持・不支持の働きかけがなされていないこと。
- イ 行為の中心は行政事務の準備指示であること。
- ウ 職務権限を背景にした強制力を伴って支持、不支持を働きかけていないこと。

よって、本件業務メールの行為は、「地位利用」に該当しないと解される。

(3) 府内の事務連絡の扱い

業務メール前段の

各部等の長さま

標記のことにつきまして、日曜日の結果によって

①変わった場合

各種説明資料の作成等と説明日程について追って連絡がいきます。

②変わらない場合

あれはどうなっている。この一週間何をしていたのだ？

とのレク連発となる。

と想定しますので、部下の方々ともどもご準備をお勧めします。

と記載した行為は、府内における単なる事務連絡である。

また、業務メール後段の

追伸

世間は自分が思うよりも案外無関心で冷たい
けれど一声かければ違うかもしれない
だから悔いのないよう、やれることをやってみる 作者不詳

と記載した行為は、B 氏の業務上の一般的な心構えの記載にとどまるものであり、直接的に投票や支持を呼び掛けているものではない。なお、選挙運動のために使用する文書というは判例（昭和 36 年最高裁、昭和 45 年高松高裁、昭和 47 年最高裁）からも、「文書の外形内容自体からみて、選挙運動のためと推知され得る文書」をいうのであるが、当該記載内容は到底選挙運動のための文書とはいえない。

のことから、特定候補者の当選を得又は得させる目的を欠くため、本件業務メールの行為は、選挙運動には該当しないと解される。

（4）前市長に対する「侮辱」

皆川氏が「侮辱」として指摘している B 氏の業務メールの記載部分は

②変わらない場合

あれはどうなっている。この一週間何をしていたのだ？
とのレク連発となる。
と想定しますので、部下の方々ともどもご準備をお勧めします。

の部分である。

一方、刑法の「侮辱罪」については、

第 231 条 事実を摘示しなくとも、公然と人を侮辱した者は、一年以下の拘禁刑若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

と規定されている。この侮辱罪の構成要件としては、事実が摘示されていないことのほか、

1. 公然性：不特定または多数人が認識できる状況であること
2. 侮辱性：社会的評価を低下させるような抽象的な軽蔑表現であること
3. 対象が特定されていること：特定の人物に向けられていること

であり、これらについて、B 氏の業務メールの場合を検討すると、

1 の公然性については、庁内向けに業務として発したメールであり、送信先が市部長級職員のみと限定的であることから、「公然性」は認められず、発信先も「不特定多数」とは言えない。

2 の侮辱性については、選挙後に想定される市長への対応を他の部長級職員に事務連絡を行うなかで、「皆川（前）市長の思考や仕事ぶり」について批判に近い表現を使用したが、直接的に「無能」、「バカ」などの抽象的な軽蔑語を使ってはいないことから、刑法上の「侮辱」とまでは評価できない。

3 の対象の特定については、対象は前市長の皆川氏であることは明白である。ただし、メールの趣旨は、「選挙後の市長の思考や仕事ぶり」についての業務上の「注意」を部長級職

員に示したものであり、皆川氏の思考や仕事ぶりを「侮辱」する目的ではない。

以上のことから、刑法上の侮辱罪が成立する可能性はないものと考えられる。

III. 幹部職員 A 氏及び B 氏への対応について（まとめ）

今回の市長選において、部長級幹部職員 A 氏及び B 氏が、市政運営上の不安や懸念、危機感を、私的な仲間や関係する部長級職員間で共有するため、それぞれ LINE 又は業務用メールを発信したことは、地方公務員法又は公職選挙法に抵触するとまではいえない。

また、A 氏の行為が、懲戒処分基準要綱の非違行為である「政治的目的を有する文書の配布」に抵触するかについては、A 氏は私的な通信ツールである LINE を利用したものであり、かつ、受信者の投票行動にほとんど影響がなく、過去に当該非違行為により処分された職員もいないことから、本行為が懲戒等の処分に相当する行為とはならないものである。

これらのことから、A 氏の行為は、法令に抵触せず、鶴岡市職員の分限及び懲戒処分に該当する事由も見当たらないといえる。

幹部職員 B 氏は、令和 7 年 10 月 2 日(木)午後 2 時 8 分に、市の部長級職員 18 名に対し、「来週以降に備えて」という件名で、市の公用パソコンのメール機能を用いて発信した。

B 氏のメール発信の目的は、上司から当日（10 月 2 日）朝の定例打合せ時に受けた指示もあり、令和 7 年 10 月 5 日(日)に実施される鶴岡市長選挙後に、鶴岡市の市政が停滞しないように、事務連絡を業務用メールにより発したものである。

なお、B 氏のメール内容は、現職候補の皆川氏が「当選した場合」と「当選しなかった場合」の両方に備えた記述が為されていることから、政治的中立性も確保されているといえる。又、当該部分は、皆川氏が自身を「侮辱する記載」と指摘しているが、内容に公然性や侮辱性がなく侮辱罪が成立する可能性はないものである。

最後の追伸部分については、自分自身の経験をもとに、部長級職員に対し、今後の業務上の心構えを短文に表した文章をメールに掲載したもので、選挙運動に使用する文書とは言い難い。

これらを総合して考えると、皆川氏以外の候補者への投票依頼や勧誘運動、皆川氏を侮辱した行為について法律違反はなく、B 氏の行為は、公職選挙法、地方公務員法又は刑法の違反により処分を受けるものではない。

以上、市としては A 氏及び B 氏のいずれについても、政治的目的を以て政治的な行為を行い、公務員の地位を利用して選挙運動を行うなどした事実はないことから、法律違反の告発及び法律違反等に伴う市の懲戒処分は行わないものとする。

◎ 今後の対応

市としては、A 氏及び B 氏に対する調査等の対応として、市の政治的中立性の確保と A 氏及び B 氏の内心の自由及びプライバシー保護等の観点から、当該事案についての調査等の対応は本報告を以て終了するものとする。

資料1 皆川治氏による鶴岡市職員の選挙運動関与を疑うSNS等の投稿(2025/10/7~)

不偏不党の鶴岡市役所へ、その原点回帰を願つて
鶴岡市民の皆様、そして鶴岡市役所の皆様へ

令和7年9月28日に告示され、10月5日に執行されたこの度の鶴岡市長選挙の結果を受け、後は静かに退任するのみ、と考えていました。

しかし、今回の選挙の結果は結果として受け止めるとして、最後にどうしてもお伝えしなければいけないことがあります。

選挙結果にも重大な影響を及ぼした可能性のある行為があった、しかもそれは、現職の鶴岡市役所の幹部職員、具体的には部長級職員Aや同Bなどが関与し、組織的に特定候補(今回当選された候補)への投票を呼び掛けていた、地方公務員には許されない行為があったことを把握致しました。

具体的な証拠があります。市長選挙3日目の9月30日(火)、勤務時間帯の午前10時26分、幹部Aから現職の市役所職員に対し、LINEを使って、「某党の調査では、現在、現職が僅か優勢とのこと、ご家族、一族郎党から知り合いへの声掛けなどで全力を尽くしましょう!」、「最後に勝ちましょう!!」との投票依頼が、今回当選された候補の街頭演説や個人演説会のスケジュールを添付して送信されていたのです。

もう一つ、組織ぐるみを疑わせる極めて不自然な文章が、勤務時間中の公用メールで送信されていたことが分かっています。選挙戦5日目の10月2日(木)午後2時8分、幹部Bから全部長級職員に対し、「来週以降に備えて」という選挙の結果を踏まえた対応を連絡する庁内メールにおいて、「追伸 世間は自分が思うより案外無関心で冷たい けれど一声かければ違うかもしれない だから悔いのないよう、やれることをやってみる 作者不詳」と送信していました。このメール中、市長が「変わらない場合」は、「あれはどうなっている。この1週間は何をしていたのだ?とのレク連発となる。」と、私を侮辱するような記載があることも見逃せません。

幹部A、幹部Bの行為は、いずれも選挙期間中の市役所の勤務時間中の時間帯に送信、行われていました。神聖な市民の選択の機会である市長選挙において、選挙結果にも影響を及ぼしたであろう行為を、現職の鶴岡市役所の幹部職員が行っていた、これからの公正な選挙と鶴岡市の未来のためにも、私は見逃すことができないと判断しました。二度とこの様なことが繰り返されるべきではありません。

異常な選挙戦でした。振り返れば、選挙前から、怪文書が複数飛び交い、その中には「市職員OB有志の会」なるものが作成した文書があり、9月定例会では、この内容を引用したと思われる質疑が最大会派創政クラブから行われ、その後、政務活動費を使った「創政クラブだより」として配布されました。9月20日(土)の午後には、鶴岡市勤労者会館に元市長、創政クラブ所属市議を含む市役所OBが集まっていたことが分かっており、その際の使

用名義はなぜか鶴岡商工会議所となっていました。

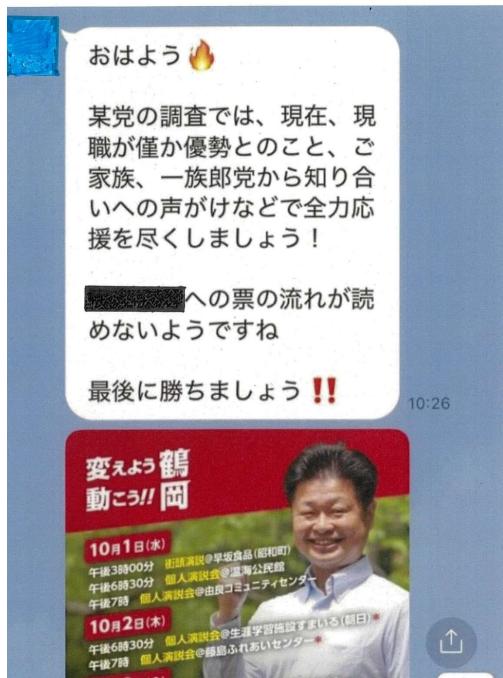
幹部 A は、8月 19 日（火）20 時 13 分に作成者「市職員 OB 有志の会」と入る前の文書を添付し、同 20 時 15 分に現職の市役所職員に対し、LINE を使って、「一族郎党、友人知人に拡散よろしくお願ひいたします」と送信していました。同じく幹部 A は、9月 1 日（月）22 時 57 分にも、今回当選された候補の動画を「拡散してねー！とのこと」と送信し、9月 29 日（月）には、今回当選された候補の個人演説会に参加しており、前述の 9月 30 日の LINE での現職公務員への働きかけと併せて考えれば、虚偽の情報を含む文書の送信行為には、現職候補である私への落選運動の意図があったものと思われます。

鶴岡市役所は、多様な市民の声を聴き、課題を把握し、相手によって差別しない、排除しない、公正性を担保する、そんな当たり前の組織であるべきです。率先垂範すべき幹部職員が、一部の OB 職員や特定の政党をバックとする政治家と結びつき、組織ぐるみで地方公務員法や公職選挙法に抵触していたのであれば、大変残念ですが、警察、司法の裁きを受けなければなりません。法を守るべき地方公務員の行為によって選挙結果が歪められるようなことは決して許されるべきではありません。

以上をもって、10月 22 日までが 2期目の任期の鶴岡市長としての最後の責任を果たす告発とし、不偏不党の市役所への原点回帰、鶴岡市の発展を切に願って筆をおきます。

令和 7 年 10 月 7 日

鶴岡市長 皆川 治



資料2 報道資料

11/6(木) 18:24 配信：山形放送

鶴岡市長選をめぐり前市長の支援者が検討していた刑事告発見送り 市は慎重に対応

10月投開票が行われた鶴岡市長選挙を巡り、市役所職員が選挙運動を行った疑いがあるとして、落選した皆川治前市長の支援者が検討していた刑事告発を見送ったことがわかりました。

10月5日に投開票が行われた鶴岡市長選挙は、当時・現職の皆川治さんと元県議会議員の佐藤聰さん、そしてもう1人の新人による三つどもえの戦いとなり、佐藤さんが初当選を果たしました。選挙をめぐり、皆川さんは市長退任前に記者会見を開き、現役の市役所職員が「投票の呼びかけ」など公職選挙法で禁止されている選挙運動を行った疑いがあると指摘していました。

その上で、支援者が市職員2人を刑事告発する方針を示していましたが、皆川さんは6日、YBCの取材に対し、「支援者による告発に向けた動きはない」と述べ、支援者が刑事告発を見送ったことを明らかにしました。

一方、「市役所職員を告発するかどうかは市のトップによる判断であり、いまの市長に市として調査することを文書で引き継いだ」と話しています。鶴岡市の佐藤聰市長は4日の定例会見で、一連の「刑事告発」を巡る動きについて「市としては慎重に対応していく」との考えを示しました。

佐藤聰鶴岡市長「告発を見送るという報道がされているのは承知しているが皆川氏のSNSではまだ告発するということが書かれていることで対応をまず見ながら市としても慎重に対応していきたい。

鶴岡市は、皆川さんの主張に関する市職員などへの調査は行っていないとしています。

資料3：皆川治前市長からの市長事務引継書（該当事項のみ）

様式第4号別紙（事項別調書）

		部(庁舎)課名	職員課
		区分	処分未了・未着手・将来企画
事項	〔No. 〕 市長選挙における公職選挙法、地方公務員法に抵触する恐れのある事案への対応		
処理の順序及び方法	現状・概要等	令和7年10月5日（日）に行われた市長選挙にあたり、公職選挙法、地方公務員法に抵触することがないように「訓」を発し、注意喚起を図ったにも関わらず、当該法律に抵触すると疑われる事案が提起された。 今後、本件について、法律又は本市懲戒処分基準に抵触する事実が確認された場合、厳正な対処を行う。	
意見	課題等	公職選挙法、地方公務員法、本市懲戒処分基準に抵触する事実の確認が必要	
	今後の対応等	上記について、調査を行い、当該事実が確認された場合、行為を行った職員に対して厳正な対処を行う。	

(注) 必要に応じ説明資料を添付すること

資料4：当事者からの聴取内容

1. 幹部職員A氏より

今回のLINEを発信した背景は、市政においては一般会計等の決算の状況が市民に正しく伝わらないかもしれないという懸念を感じたためである。あわせて、皆川氏のハラスメントが、市民に知られていないのではないか、そうしたことでの皆川氏が再選した場合、ハラスメントにより、市職員全体のメンタルや健康面がさらに脅かされ、これがまた4年間続くのかという危機感を抱いていた。

しかし、私は、これらについて、職務上の権限を利用して投票を強制したわけではなく、有給休暇を取得した際に行った行為であり、LINEによって、あくまで家族、同僚や友人に対する私自身の個人的な意思・意見の表明と考えていた。

[発信したLINEの内容]

「某党の調査では、現在、現職が僅か優勢とのこと、ご家族、一族郎党から知り合いへの声掛けなどで全力を尽くしましょう！」
「最後に勝ちましょう！！」

2. 幹部職員B氏より

私自身が発したメールは、この度の市長選挙後の市政運営の停滞を防ぐための単なる事務連絡であり、それ以上を意図したものではありません。

業務用メールを利用したことについては、メールを発信した当日朝に行われた定例打ち合せで、上司より、市長選挙後に現市長が再選した場合又はしない場合も想定して準備を怠らないようにという指示を受けたためメールを利用し行ったものです。

また、追伸部分も、自分自身の経験をもとに部長としての今後の業務上の心構えを短文で表現したものを他の部長級職員に向けて発したものであり、特定の候補者を落選させよう、あるいは揶揄しようという政治的な意図や悪意を持って作成し、メールを発したものではありません。

[発信したメールの内容]

各部等の長さま

標記のことにつきまして、日曜日の結果によって

①変わった場合

各種説明資料の作成等と説明日程について追って連絡がいきます。

②変わらない場合

あれはどうなっている。この一週間何をしていたのだ？とのレク連発となる。

と想定しますので、部下の方々ともどもご準備をお勧めします。

追伸 世間は自分が思うよりも案外無関心で冷たい

けれど一声かければ違うかもしれない

だから悔いのないよう、やれることをやってみる 作者不詳

資料5：

鶴岡市長選挙（2025年10月5日実施）において本市職員が発したLINE通知に関する聴取り調査について

- ◎聴き取り調査対象（LINE通知先）計11名 ※A氏提供
- ◎調査対象に発信したA氏のLINE通知内容

おはよう
某党の調査では、現在、現職が僅か優勢とのこと、ご家族、一族郎党から知り合いへの声掛けなどで全力応援を尽くしましょう！
票の流れが読めないようですね
最後に勝ちましょう！！
【添付ファイル】特定候補者の後援会チラシ

◎質問内容及び主な回答

質問① R7.9.30にA氏から別添の内容のLINE通知を受け取りましたか。

回答	「受け取った」8人、「受け取ったが、直ぐに削除した」1人 「8月19日に受け取った」1人「複数回、受け取った」1人
----	--

質問② ①のLINE通知を受け取り、市の運営に危機感や不安・懸念など感じましたか。

回答	「LINE通知前から感じていた」1人、「くだらないと感じた」1人、 「何も感じなかつた」6人、「特に感じなかつたが、本人を心配した」1人 「内容を見ていない」2人、
----	--

質問③ ①のLINE通知の情報をあなたのご家族や友人に共有しましたか。

回答	「していない」9人、「同級生3人に共有」1人、 「複数人に送ったが、誰かは言えない」1人
----	---

質問④ ①のLINE通知を受け取り、あなたの投票行動に影響を与えたましたか。

回答	「影響なし」11人
----	-----------

鶴岡市長選挙（2025年10月5日実施）に係る本市職員が発信した業務メールに関するアンケート調査について

◎アンケート調査対象（メール発信先）計18名

◎調査対象に発信したB氏の業務メール内容

各部等の長さま

標記のことにつきまして、日曜日の結果によって

①変わった場合

各種説明資料の作成等と説明日程について追って連絡がいきます。

②変わらない場合

あれはどうなっている。この一週間何をしていたのだ？とのレク連発となる。
と想定しますので、部下の方々ともどもご準備をお勧めします。

追伸

世間は自分が思うよりも案外無関心で冷たい

けれど一声かければ違うかもしない

だから悔いのないよう、やれることをやってみる 作者不詳

◎質問内容及び主な回答

質問① 当該メールのうち、「各部等の長さま～部下の方々ともどもご準備をお勧めします。」の部分を読んで、メールを受け取った当時、あなたはどう感じましたか。

主な回答

「事務連絡／業務連絡」、「市長選がどちらの結果になつても準備は必要」、「各部等の作業の見通しと対応、準備についての連絡」、「同感した」、「至極当たり前のこと」、「業務の繁忙や混乱を避けるための業務指示」、「課題事業についてしっかり準備を進めておくように」という意図」、「一般的に当然の指示」、「特別に何かを感じるということはなかった」、「アドバイスと受取り、準備対応の必要性を改めて認識した」、「事務に滞りが無いよう部下に主旨を伝達した」など

質問② 当該メールのうち、「追伸～作者不詳」の部分を読んで、メールを受け取った当時、あなたはどう感じましたか。

主な回答

「何も思わなかつた」、「意味が解らない／何を言いたいのかわからなかつた」、「正直な心情の吐露」、「B氏の体調、メンタルを心配した」、「部長級の立場として日々感じていることを文章にしたものと認識した」、「一般的な市政に対する市民の関心について述べたもの」、「周りに声かけし業務の進捗状況の把握に努めた方がいいというアドバイス」、「協力を得て分散しスムーズかつ的確に行うことが出来ると認識した」、「一人で抱え込むことなく、声を出してできることをやろうという激励」など

質問③ 当該メールは、鶴岡市長選(10/5実施)でのあなたの投票行動に影響を与えたましたか。

主な回答

「影響なし」、「与えなかつた」、「これで影響を受ける部長級職員はいない」

資料6：関連法令

① 地方公務員法（昭和25年法律第261号） (政治的行為の制限)

第36条 職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となってはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないよう勧誘運動をしてはならない。

2 職員は、特定の政党その他の政治的団体又は特定の内閣若しくは地方公共団体の執行機関を支持し、又はこれに反対する目的をもって、あるいは公の選挙又は投票において特定の人又は事件を支持し、又はこれに反対する目的をもって、次に掲げる政治的行為をしてはならない。ただし、当該職員の属する地方公共団体の区域外において、第一号から第三号まで及び第五号に掲げる政治的行為をすることができる。

(1) 公の選挙又は投票において投票をするように、又はしないように勧誘運動をすること。

(2) 署名運動を企画し、又は主宰する等これに積極的に関与すること。

(3) 寄附金その他の金品の募集に関与すること。

(4) 文書又は図画を地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎(特定地方独立行政法人にあっては、事務所。以下この号において同じ。)、施設等に掲示し、又は掲示させ、その他地方公共団体又は特定地方独立行政法人の庁舎、施設、資材又は資金を利用し、又は利用されること。

(5) 前各号に定めるものを除く外、条例で定める政治的行為

3 何人も前二項に規定する政治的行為を行うよう職員に求め、職員をそそのかし、若しくはあおつてはならず、又は職員が前二項に規定する政治的行為をなし、若しくはなさないことに対する代償若しくは報復として、任用、職務、給与その他職員の地位に関してなんらかの利益若しくは不利益を与え、与えようと企て、若しくは約束してはならない。

4 職員は、前項に規定する違法な行為に応じなかつたことの故をもつて不利益な取扱を受けることはない。

5 本条の規定は、職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政及び特定地方独立行政法人の業務の公正な運営を確保するとともに職員の利益を保護することを目的とするものであるという趣旨において解釈され、及び運用されなければならない。

(昭二九法一五六・昭三一法一四八・平一五法一一九・平二六法四二・一部改正)

② 公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第 136 条の 2 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

(1) 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員

(2) 沖縄振興開発金融公庫の役員又は職員(以下「公庫の役職員」という。)

2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。

(1) その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

(2) その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

(3) その地位を利用して、第 199 条の 5 第 1 項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

(4) その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。

(5) 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申し出で、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申いで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

（公務員等の選挙運動等の制限違反）

第 239 条の 2 （省略）

2 第 136 条の 2 の規定に違反して選挙運動又は行為をした者は、2 年以下の拘禁刑又は 30 万円以下の罰金に処する。

③ 刑法（明治 40 年法律第 45 号）

（侮辱罪）

第 231 条 事実を摘示しなくても、公然と人を侮辱した者は、1 年以下の拘禁刑若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

④ 鶴岡市職員の懲戒処分基準要綱

第2 標準例 1一般服務関係

(9) 政治的目的を有する文書の配布

政治的目的を有する文書を配布した職員は、戒告とする。